

マニフェスト実行計画と進捗状況管理表（平成 28 年度公表）

平成 28 年 10 月 1 日現在

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

1. 3つの新機軸				市長自己評価（前回）
1. 「若者政策市民会議」（仮称）を創設し、若者が活躍するまちをめざす総合的政策を策定します。				80 (70)
(詳細事項) ・教育、就労、定住、家庭、スポーツ・文化、そして市政参加など若者を取りまく問題を市民全体で考え、話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくり施策を練り上げます。（平成 26 年度より新設。）				
目標達成時期	平成 27 年度	所管課	まちづくり推進課	
(進捗状況) ・平成 27 年 4 月、新城市若者条例、新城市若者議会条例及び若者総合政策施行。 ・平成 27 年 6 月 3 日、第 1 回若者議会を開催以降、12 回の会議において若者予算を検討。 ・平成 27 年 11 月 2 日に市長答申後、次年度予算案を 3 月市議会に上程、承認。 ・平成 28 年 4 月 1 日より、第 1 期若者議会提案による事業開始。 ・平成 28 年 5 月 31 日、第 2 期若者議会スタート。 ・その他、若者総合政策プランコンテスト、盆ダンス、プログラミング講習会、若者合宿補助金制度、若者チャレンジ補助制度、25 歳成人式を実施。（地方創生先行型、加速化交付金事業）				
(課題) ・若者議会の議論をどのように市民全体へ広げていくか。 ・若者政策の PDCA サイクル。 ・若者予算を執行する際の庁内調整。 ・第 1 期、第 2 期若者議会委員と次期若者議会委員との連携。				
(目標) ・若者議会の活動、若者総合政策の推進により、若者が活躍できるまちをめざす。 ・予算答申に基づき各担当課において事業を実施。				

1. 3つの新機軸				市長自己評価（前回）
2. 自治振興事務所長（地域自治区）への市民任用をはかり、住民自治と協働のまちづくりをさらに徹底させます。				50 (50)
(詳細事項) ・平成 26 年度は現在の自治区運営を定着させることに主眼をおき、27 年度以降市民任用を実施します。				
目標達成時期	平成 29 年度	所管課	自治振興課	
(進捗状況) ・平成 27 年度より新城地区 5 自治振興事務所で市民任用を実施。 ・鳳来地区及び作手地区の自治振興事務所（計 5 自治振興事務所）については、平成 29 年度より市民任用を実施予定。現在、調整中。				
(課題) ・自治振興事務所長の人選。				
(目標) ・新城地区の 5 自治振興事務所も引き続き実施し、住民自治と協働のまちづくりを定着させていきます。				

マニフェスト実行計画と進捗状況管理表（平成 28 年度公表）

平成 28 年 10 月 1 日現在

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

1. 3つの新機軸				市長自己評価（前回）
3. スポーツツーリズムの総合推進体制を官民共同で構築し、観光新時代を開拓します。				<b>50</b> (40)
(詳細事項) ・新城ラリーやツール・ド・新城などの成功例を踏まえ、平成 26 年度から体制整備をはかります。				
目標達成時期	任期中	所管課	スポーツツーリズム推進課	
(進捗状況) ・平成 28 年 4 月より、DOS 事業を含めた新たなスポーツツーリズム（スポーツ観光）を模索するセクションとして、産業振興部スポーツツーリズム推進課を発足するとともに、民間とも共同スポーツイベントの運営を行っている。				
(課題) ・一過性の大きなスポーツイベントに終始することなく、リピーターとして新城へ再訪していただける仕組みづくりが必要。				
(目標) ・既設の DOS 事業に加え、平常時においても新城市の特性（自然、文化、歴史）に結び付ける新たなスポーツコンテンツを模索し、展開していく。				

2. 3つの重点施策				市長自己評価（前回）
1. 地域産業を強くして暮らしを立てられるまちをつくりまします。				<b>50</b> (40)
(詳細事項) ・外部資本や企業誘致に頼るだけでなく、商工業、農林業、観光業、医療・福祉事業、建設業、金融業等を展開する地元事業所の力を高め、雇用を生み、地域の中でお金がまわる仕組みを充実させます。 ・地域産業総合振興条例を制定し、地域産業振興会議を司令塔として設置します。				
目標達成時期	平成 27 年度	所管課	商工政策課	
(進捗状況) ・平成 27 年 12 月 25 日、新城市地域産業総合振興条例施行。 ・平成 28 年 2 月、第 1 回新城市産業自治振興協議会を開催。（条例第 8 条）以降、6 回の協議会を重ね、新城市産業自治振興基本計画（案）へ盛り込む内容を協議。平成 28 年度中に、基本計画（案）をまとめる。				
(目標) ・新城市産業自治振興協議会の円滑な開催。 ・新城市産業自治振興基本計画（案）の作成。				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<p><b>2. 3つの重点施策</b></p> <p><b>2. 住宅開発と住環境改善で住みやすいまちをつくりまします。</b></p>				<p>市長自己評価（前回）</p> <p><b>30 (30)</b></p>
<p>（詳細事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新城の土地利用にはまだまだ未活用の部分があります。言い換えれば土地をもっと有効に動かせるはずですが。さらに地震防災やエコの観点からも住宅性能を高め、住環境を改善し、住宅市場を活性化させる施策がもとめられます。大胆な「山の湊・住環境整備計画」を策定。また、耐震化・高性能化住宅改修の加速的推進をはかります。</li> <li>・現在策定中の住宅マスタープランに基づき、平成 27 年度を目途に計画・工程を策定。</li> </ul>				
<p>目標達成時期</p>	<p>平成 28 年度末</p>	<p>所管課</p>	<p>都市計画課</p>	
<p>（進捗状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅需要調査を実施。</li> <li>・区域区分検討庁内会議を設置。</li> <li>・空き家等対策協議会を設置。</li> <li>・暫定用途規制地域（城北西部地区）の見直し着手。</li> <li>・狭あい道路拡幅整備（石田地区、平井地区）</li> </ul>				
<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 次新城市総合計画における土地利用の基本方針との整合を図る必要がある。</li> </ul>				
<p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に検討を開始している空き家対策や区域区分の変更等についての基本方針との調整を図り、平成 30 年度に予定している住生活基本計画の中間見直しに併せ策定する。</li> </ul>				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<p><b>2. 3つの重点施策</b></p> <p><b>3. 自然エネルギーの積極的な開発と利用を進めるまちをつくります。</b></p>			<p>市長自己評価（前回）</p> <p><b>50 (50)</b></p>
<p>（詳細事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新城グリーンエネルギー機構」を創設します。小水力、バイオマス、太陽光など再生可能エネルギーの全市域での開発システムを立ち上げ、災害時の緊急電源の確保と地域への利益還元を柱に、エネルギー自治・資源自治を進めます。</li> </ul>			
<p>目標達成時期</p>	<p>平成 28 年度</p>	<p>所管課</p>	<p>環境政策課・防災安全課</p>
<p>（進捗状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例及び再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針を制定。</li> <li>・省エネ及び再エネ推進における環境整備として「再生可能エネルギー普及促進会議」を設置し、様々なステークホルダーを交えて開催。</li> <li>・エネルギービジョン策定のための業務委託契約締結と市民会議開催。</li> <li>・省エネ・再エネ相談室の設置。</li> <li>・指定避難所である公共施設、小・中学校、公民館・集会所等への再エネ施設導入するため屋根貸し事業を実施。第 1 期分：供用開始（887kw）第 2 期分：平成 28 年度中に供用開始（378kw）非常用コンセント、蓄電池の配備。</li> <li>・新都市公共施設等における省エネルギー及び再生可能エネルギー等導入促進に関する指針策定。</li> <li>・公民館 0 円システム事業判断に係る現地調査の実施。</li> <li>・人材育成のための「再生可能エネルギー塾」を開催。</li> <li>・グリーンニューデール事業により、指定避難所である鳳来中学校、老人福祉施設虹の郷への太陽光発電設備の設置。</li> <li>・グリーンプランパートナーシップ事業における調査結果について事業化の検討。</li> <li>・地域安全灯の LED 化の進捗状況及び今後の設置計画について調査を実施。（防災安全課）</li> </ul>			
<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への再エネ・省エネ技術の普及促進。</li> <li>・新都市再生可能エネルギー普及促進会議の有効性。</li> <li>・経済の内部循環を伴う再エネ、省エネ事業の実行のための事業所等との協働の方策。</li> <li>・公民館 0 円システムについて、設備設置に係る費用対効果の検証、売電収入による税に関する問題。</li> <li>・廃プラスチック油化 PJ 可能性調査における事業性判断。</li> <li>・庁内関係課との連携体制の構築。</li> </ul>			
<p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根貸し事業第 3 期分：2 か所実施。</li> <li>・省エネ・再エネメリットを市民生活に広げるため、家庭での低炭素技術導入に必要な初期費用負担を減らして買い替えを促進するしくみ「電気代そのまま払い」の事業化検討。</li> </ul>			

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

新庁舎建設を「3本の矢」の発射台に— 地域の産業・住宅・新エネルギー開発の起爆剤に				市長自己評価（前回）  <b>50 (50)</b>
（詳細事項） ・庁舎建設の次のステップ「実施設計」にはいるときに、「地域産業と庁舎建設の連携を図る協議会」を立ち上げます。地元のさまざまな事業団体に参加をつのり、庁舎建設を地域産業の強化につなげる方策を練り上げます。 ・免震建築、大規模太陽光パネル、バイオマス空調、ユニバーサル設計、地元木材の多用途利用、市民スペースと地場産業展示、防災減災転用の仕様などなど、今度の庁舎建設には新しい要素がつまっています。これらの建設、設備にあたって地元事業者が積極的にかかわるとともに、新技術を獲得し、その後のメンテナンスや他の一般住宅・事業所設備建設に広く汎用できるようにしていくならば、庁舎建設が起爆剤になって地域産業振興の新しいサイクルが生まれてくるでしょう。防災対策上も新庁舎建設は待ったなしです。建設地も全市的検討と議論の積み上げのなかで決定され、中心市街地再生に果たす役割も明確です。財源問題も解決しています。とすれば、あとはこの大事業を、いかに地域活性化に結びつけていくか、です。				
目標達成時期	平成 32 年度末	所管課	契約検査課・商工政策課	
（進捗状況） ・平成 25 年 9 月 6 日、地域産業と庁舎建設の連携を図る協議会を設置。 （平成 26 年 4 月 16 日に新庁舎建設等における市内事業者の技術等活用検討会議に改称。） ・平成 27 年 3 月 3 日、市内業者と ECI 方式による第 1 施工候補者に特定された鹿島建設(株)中部支店参加による意見交換会を実施。（第 4 回検討会議） ・平成 27 年 5 月 31 日、「新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票」実施。 ・平成 28 年 2 月 12 日、住民投票の結果を踏まえた見直し方針に基づく見直し基本設計を策定。 ・平成 28 年 3 月 16 日、第 5 回新庁舎建設等における市内事業者の技術等活用（推進）検討会議を開催。 ・平成 28 年 6 月 5 日、見直し基本設計の策定により検討会議を再開。委員が建設分科会、森林分科会、物品・サービス分科会の 3 分科会に分かれて鹿島建設(株)中部支店と意見交換を実施。 ・平成 28 年 9 月 26 日、市が鹿島建設(株)中部支店と新庁舎建設工事請負契約を締結。 市内事業者の活用については鹿島建設(株)中部支店との個別契約に移行したことにより、新技術の獲得のためのテーマ別講習会、将来のメンテナンス技術の取得のためのメンテナンス講習会、市有木材の活用、工事関係者への市内生産物や施設の情報提供等について検討会議を継続的に実施。				
（課題） ・住民投票結果を踏まえた設計の見直しにより、市内事業者の技術を活用できる要素も大幅に減少した中で、如何にして地域産業に有効な施策を実現するか。				
（目標） ①本体建設工事：平成 29 年 1 月～平成 30 年 4 月(約 16 ヶ月) ②新庁舎への事務室移転：平成 30 年 5 月～6 月 ③第 2 期外構工事（既設庁舎解体・駐車場整備等）：平成 30 年 6 月～平成 31 年 5 月				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・新城駅前広場の整備に着手し、新庁舎建設とともに中心市街地活性化をはかります。				市長自己評価（前回）
				<b>40</b> (30)
（詳細事項） ・平成 26 年度予算で物件調査費（2,430 万円）用地測量費（880 万円）を計上。				
目標達成時期	平成 32 年度末	所管課	都市計画課	
（進捗状況） ・平成 27 年 10 月 1 日に地元説明会を開催。 ・駅前広場暫定整備計画に基づき、事業対象地域内補償物件調査を平成 27 年度、土地鑑定評価業務を平成 28 年度に完了。				
（課題） ・駅前広場としての効果を発揮するため、栄町線の進捗を図る必要がある。 ・地権者の同意。				
（目標） ・駅前の暫定整備を平成 32 年度末までに完了する。				

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・鳳来総合支所周辺総合開発計画を策定します。				市長自己評価（前回）
				<b>30</b> (10)
（詳細事項） ・第 2 次総合計画に位置付けるための準備を開始。				
目標達成時期	任期中	所管課	鳳来地域振興課	
（進捗状況） ・庁内検討会を開催し、計画の範囲及び整備概要等の検討を実施。 ・計画策定委員会の設置に着手。				
（課題） ・計画策定委員会委員の人選。				
（目標） ・新庁舎建設及び作手地区総合整備の進捗を踏まえ、鳳来総合支所周辺総合開発計画の概要を内部調整する。 ・鳳来地区総合支所周辺整備計画策定委員会(仮称)の立ち上げ。				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・作手高里地区で小学校・交流ホール・総合支所一体の総合整備事業を推進します。				市長自己評価（前回）  <b>60 (60)</b>
（詳細事項） ・作手小学校の平成 29 年度開校をめざし、順次総合支所、交流施設を建設。				
目標達成時期	平成 28 年度	所管課	行政課、教育総務課、文化課	
（進捗状況） ○作手総合支所（行政課） ・庁舎本体建築工事、給排水衛生設備工事、電気・空調設備工事：平成 27 年 6 月 8 日完了、外構工事：平成 27 年 6 月 16 日完了、防災倉庫解体工事：平成 27 年 5 月 30 日完了 ・平成 27 年 6 月 30 日、作手総合支所庁舎開所式。 ・平成 27 年 7 月 1 日、新庁舎での業務開始。 ・平成 28 年 3 月 31 日、新庁舎周辺の看板移設、駐車場側溝等周辺環境整備完了。 ○作手小学校（教育総務課） ・平成 26 年 3 月、基本設計完了。 ・平成 27 年 3 月、実施設計完了。 ・平成 27 年 6 月旧総合支所解体着手（12 月完了予定） ・平成 27 年 8 月、用地等契約・支払完了。 ・平成 27 年 10 月、建設工事契約締結。（波多野・三河特定建設工事共同企業体） ・平成 28 年 2 月、一部地盤の影響による工法の変更。 ・平成 28 年 9 月、外構整備工事契約締結。（波多野・三河特定建設工事共同企業体） ○山村交流施設（文化課） ・平成 27 年 10 月 14 日、入札実施落札者決定。 ・平成 27 年 10 月 28 日、建設工事契約締結。（波多野・三河特定建設工事共同企業体） 建設工事監理業務契約締結。（株式会社東畑建築事務所） ・平成 28 年 2 月、一部地盤の影響による工法の変更。 ・事業進捗率 34.05%（平成 28 年 9 月 30 日現在）				
（課題） ・開校に間に合うよう工事の施工管理を行うことができるか。（教育総務課） ・建設資材及び人件費の高騰等による事業への影響。（文化課）				
（目標） ・解体撤去した旧車庫、防災倉庫等の代替え施設として、平成 28 年度中に旧森林組合倉庫の改修を行い、作手総合支所庁舎関連事業の完了を目指す。（行政課） ・工事施工：平成 27～28 年度、開校 平成 29 年 4 月（教育総務課） ・平成 27 年度及び平成 28 年度で工事を実施し、平成 29 年 4 月 1 日の開館をめざす。（文化課）				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・新東名 I C 降り口に道の駅「もっくる新城」を開設します。				市長自己評価（前回）	
				<b>90 (80)</b>	
（詳細事項） ・「奥三河の観光ハブステーション」として新東名開通前に開業予定。					
目標達成時期	平成 26 年度	所管課	都市計画課		
（進捗状況） ・平成 27 年 3 月 19 日 開駅記念式典 ・平成 27 年 3 月 21 日 開駅					
（課題） ・道の駅「もっくる新城」への誘客については目標に達しており、周辺観光施設の来場者数も増加している。しかし、日帰り客は増加しているが、宿泊客の増加には至っていない。日帰り客増加への対応と宿泊客の増加へつながる取り組みが必要。					

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・新東名 I C 近接地に企業用地の造成をはかります。				市長自己評価（前回）	
				<b>30 (30)</b>	
（詳細事項） ・平成 29 年度以降の分譲開始を目標に実施設計を行う。総事業費、予定販売価格等は精査中。					
目標達成時期	平成 30 年度	所管課	用地開発課		
（進捗状況） ・造成実施設計及び用地測量（平成 26 年度完了） ・現在、関係機関と調整し各種法手続きを進めている。					
（課題） ・地区計画及び開発許可申請については、いずれも隣接市道（八束穂 1 号線）の整備が条件となっている。					
（目標） ・平成 29 年度に分譲募集を開始し、平成 31 年度に土地の引き渡しを行う。					

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・大谷大学跡地での看護専門学校新設を支援します。			市長自己評価（前回）  <b>80 (70)</b>
（詳細事項） ・奨学金、情報発信、生徒募集、周辺環境整備、地域連携などで支援施策を検討中。			
目標達成時期	平成 26 年度	所管課	企画政策課、地域医療支援室
（進捗状況） ○運営施策 ・「穂の香看護専門学校運営協議会」を設置し、学生募集や地域との連携・協力等について意見交換を行っている。（企画政策課） ○支援施策 ・躯体に係る施設修繕工事の実施に向け、現場確認及び見積書徴取など学校と調整を行っている。（企画政策課） ・修学資金貸与（地域医療支援室） 平成 26 年度 6 人（内 1 人平成 27 年度に入り辞退） 平成 27 年度 4 人 平成 28 年度 5 人			
（課題） ○企画政策課 ・地域と学校（学生）との交流 ・学生の継続的な確保 ・躯体に係る大規模修繕等施設維持管理			
（目標） ・引き続き運営協議会を年 2 回程度開催し情報共有を図るとともに、各団体等においてできる支援を行っていく。（企画政策課） ・躯体に係る大規模修繕について、施設の状況を確認しつつ計画的に進めていく。			

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・3 歳未満児保育や家庭保育への支援、放課後児童プランの推進など「子ども・子育て」の更なる充実をはかるとともに、基本保育料無償化を再度検討します。			市長自己評価（前回）  <b>60 (50)</b>
（詳細事項） ・政府の消費増税に伴う子ども・子育て支援制度ならびにその地方財源配分方針の確定をまって検討。			
目標達成時期	平成 31 年度	所管課	こども未来課
（進捗状況） ○地域子どもの未来応援事業 ・平成 28 年 10 月、市内在住の 0 歳児、2 歳児、5 歳児、小学 1 年生、小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生の児童生徒 2,697 人とその家庭 2,199 世帯を対象に生活実態調査を実施。 回答率：児童生徒 71.7%、家庭 70.4% ○子ども・子育て支援事業 ・平成 28 年 4 月、女性会議の提案により子育て情報専用ホームページ「新城子育て情報ナビ咲くら」を開設。 ・平成 28 年 6 月、小規模保育事業所を 1 施設認可。 ○新城地区こども園建設事業 ・新園舎建設工事を着工。平成 29 年 3 月竣工予定。 ○放課後児童対策事業 ・平成 28 年 4 月、黄柳川児童クラブがから通年開設となり 11 校 16 支援単位に運営拡大。 ・鳳来東小児童クラブを平成 29 年 4 月から新規開設するための準備に着手。 ○放課後児童クラブ整備事業 ・千郷児童クラブ、舟着児童クラブの専用施設建設に向けた地質調査、実施設計等を実施。 ・新城児童クラブと中央児童クラブの環境改善を図るため、余裕教室への移動と空調設備工事等を実施。			
（課題） ○子ども・子育て支援事業計画における保育ニーズ量に対する供給量の不足 ・慢性的な保育士不足及び臨時保育士の処遇改善 ・3 歳未満児の入園希望増加に伴う人的及び施設の対応。 ・一部のこども園への入園希望集中に伴う施設定員の超過 ・新城こども園の保育所転用と 3 歳未満児受入れ ・小規模保育所認可、支弁、利用調整などに伴う事務の増加。 ○放課後児童クラブ支援員の不足と質の向上。 ・利用児童の増加に支援員、補助員の確保が追い付かない。 ・支援員の質の向上。（研修体制の確立） ○基本保育料の無償化 ・全園を保育所型認定こども園とすることで、新たな負担を発生させずに基本保育料無償化の可能性がある。 ○児童虐待・DVへの対応能力強化。（専門性の高い職員育成と子育て包括支援センターの設備準備） ・改正児童福祉法により市町村の相談支援体制強化、母子保健法により子育て包括支援センターの設置が明文化された。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行えるよう、総合的な相談・支援体制の拠点整備について、関係機関と協議し、子どもの貧困対策事業整備計画（仮称）に位置づける必要がある。設置期限は平成 32 年度。			
（目標） ・年度末までに本市における貧困の連鎖の状況や相対的貧困の実態等を把握し、切れ目のない支援を実現するための事業整備計画を策定。 ・目標：子ども・子育て支援事業計画及び新城版こども園制度基本計画に掲げる事業の実現 期限：平成 32 年 3 月末まで ※基本保育料無償化等については、子どもの貧困対策としての視点が新たに必要となる。			

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・市民病院の再建としんしろ助産所の充実をはかり、地域医療の再生をさらに進めます。				市長自己評価（前回）
				<b>50</b> (50)
（詳細事項） ・医師確保・定着化のための諸施策を充実。				
目標達成時期	任期中	所管課	総務企画課	
（進捗状況） ・医師確保・定着化のため、愛知県・大学医局への派遣依頼、公的・民間医師募集サイトの活用。これらにより、常勤医師 2 名（脳神経外科医、整形外科医）及び嘱託医師 1 名（臨床検査）を新たに採用。 ・CT・MRI・電子カルテ等高度医療機器の整備。 ・臨床研修医（初期研修のうちの地域医療研修及び後期研修医を対象とした家庭医療後期研修プログラム）、医学生の研修・実習の受入れ。 ・育児短時間勤務・部分休業制度の導入（2 名の女性医師が活用）及び拡大（部分休業について小学 3 年生まで拡大）や院内保育所の充実による女性医師の育児支援等の取り組み。 ・医師数…22 名（平成 28 年 10 月 1 日現在） ・救急車の受入率…32.7%（平成 27 年度） ・平成 28 年 5 月、土曜・日曜の昼間帯についても救急車の受入を拡大。（平成 28 年 5 月～9 月は 40.2%）				
（課題） ・医師確保については、関連医科大学医局及び愛知県からの派遣だけに頼らず、病院独自の採用を目指し取り組みを進めている。しかしながら、病院独自採用医師の定着化は大変難しく、また確保も苦慮している。				
（目標） ・医師確保（平成 28 年度末） ・救急患者の受入拡充・救急車受入率 45%（平成 28 年度）				

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・市民病院の再建としんしろ助産所の充実をはかり、地域医療の再生をさらに進めます。				市長自己評価（前回）
				<b>90</b> (80)
（詳細事項） ・しんしろ助産所の初産婦利用にむけての体制整備。				
目標達成時期	平成 26 年度	所管課	しんしろ助産所	
（進捗状況） ・平成 26 年 5 月から初産婦の受け入れを開始。 ・平成 26 年度 2 人、平成 27 年度 2 人の初産婦が出産している。 ・平成 28 年度は、4 人の初産婦が利用。（うち 2 人が病院出産に移行。）				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b> ・地域包括ケアを核に、福祉・医療・介護の切れ目ないセーフティネットを構築します。		市長自己評価（前回） <b>50 (30)</b>	
（詳細事項） ・在宅介護や在宅医療、地域保健活動など中山間地モデル構築に向け、関係機関と連携強化。 ・平成 26 年度の第 6 期介護保険事業計画策定を地域包括ケア計画と位置づけ推進。 （26 年度予算に 437 万円を計上）			
目標達成時期	平成 36 年度末	所管課	地域包括ケア推進室
（進捗状況） ・県から地域包括ケアモデル事業（平成 26 年度～平成 28 年度）を受託し、取組みの実施により検討。 ・地域医療・介護連携の推進（顔の見える関係の推進） （ア）地域の医療・介護の資源の把握 ・「医療・介護ガイドマップ」の作成。 ・地域自治区ごとの社会資源をまとめた一覧表作成。 （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・医療・介護関係者等が参画し、協議を行う 4 つの検討会議の設置。 （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ・職種ごとの一次連携による資質向上。 ・市医師会在宅医療サポートセンターとの連携 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援 ・ICT システム「東三河ほいっぷネットワーク」導入説明会及び操作研修会等の開催。 （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・総合相談窓口設置の検討。 ・各機関でのさまざまな相談窓口を把握、整理し、関係者に明示できるフロー図等の作成。 （カ）医療・介護関係者の研修 ・多職種研修会（グループワークによる事例検討）の開催。 （キ）地域住民への普及啓発 ・市民向け地域包括ケア講演会を毎年開催。 ・出前講座、広報ほのかへの連載、各種チラシ・パンフレットを作成し市民へ配布。 （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 ・広域での会議・多職種研修会への参加、ICT システムを活用した情報共有。			
（課題） ・地域包括ケアシステム構築は医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供されるシステムで、多職種、各種団体、また地域市民が一緒になって構築していくものであり、まちづくり、人づくりでもあるため、簡単に構築できるものではない。しかし、この 3 年間のモデル事業での取組みにより、多職種での顔の見える関係、連携関係づくりができてきている。今後は、介護保険の地域支援事業の包括的支援事業として、この取組みを更に継続し、本市の地域包括ケアシステムの構築に向け推進を図っていく必要がある。 ・地域包括ケアに関しては、行政の多部署において関連があることから、庁内で情報・業務内容を共有し、市全体として効率よく取り組む必要がある。 ・「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」については、今後、東三河広域連合での協議内容との整合性を図ることが必要。			
（目標） ・3 年間のモデル事業の成果報告及び新都市の地域包括ケアシステムの構築に向けて推進すべき方向を示す。 （平成 28 年度末） ・本市の人口等の将来推計を把握し、超高齢社会となる 2025 年に向け、本市の地域包括ケアシステム構築を図る。（平成 36 年度末）			

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b>				市長自己評価（前回）
・東三河広域連合の実現に貢献します。				<b>80 (70)</b>
目標達成時期	平成 26 年度	所管課	企画政策課	
(詳細事項) ・東三河 8 市町村で構成する「広域協議会」をベースに、特別地方公共団体としての「東三河広域連合」設立に向けて行動。				
(進捗状況) ・広域連合事務局職員を 1 人派遣しているほか、広域連合が取り組む 6 つの共同処理事務のうち、滞納整理事務及び介護保険事業にそれぞれ職員を 1 人ずつ派遣し、広域連合事業の推進を図っている。				
(目標) ・広域連合が行う 6 つの共同処理事務のほか、広域連携事業及び権限移譲事務、地方創生に向けた取り組み等について、意見、情報提供、内容の精査等を行い、連合事業の円滑な推進に努める。				

<b>3. 当面の主要プロジェクト</b>				市長自己評価（前回）
・合併 10 周年・新東名開通記念諸事業を実施します。				<b>100 (60)</b>
目標達成時期	平成 27 年度末	所管課	税務課、秘書広報課、環境課、産業政策課、商工・立地課、観光課、土木課、スポーツ課、文化課	
(詳細事項) ・10 周年記念式典、市民憲章制定、全国桜シンポジウム、全国軽トラ市サミットをはじめ、情報発信とまちおこしにつながる一連の事業計画を策定。 ・新東名開通記念イベント事業計画を策定。				
(進捗状況) ※平成 27 年 10 月 1 日以降のみ掲載。（以前の状況は、平成 27 年度中間報告書を参照。） ・市及び観光協会が主催する市の観光 4 大イベント（新城さくらまつり、長篠合戦のぼりまつり、新城納涼花火大会、鳳来寺山もみじまつり）を 10 周年記念事業として事業を拡大して実施。（観光課） ・平成 27 年 10 月 1 日、新城市民憲章を制定。（秘書広報課） ・平成 27 年 10 月 1 日、ご当地ナンバープレートを交付開始。（税務課） （平成 28 年 10 月 1 日現在の交付状況） 50 cc 以下：400 枚のうち 114 枚、90 cc 以下：50 枚のうち 18 枚、125 cc 以下：50 枚のうち 40 枚 ・平成 27 年 10 月 3 日、合併市制 10 周年記念式典を開催。出生者 700 名。（秘書広報課） ・平成 27 年 10 月 12 日、新東名高速道路の平成 27 年度中の開通を記念し、新東名高速道路開通前イベント「わくわく新東名ウォーキング」を開催。市内外より約 30,000 人が来場した。 ウォーキングコース：新城 IC～長篠設楽原 PA 内 イベント会場：長篠設楽原 PA（下り線）内 いいもの・うまいものフェア（土木課） 第 48 回市民歩こう会（スポーツ共育課） ・平成 27 年 10 月 31 日、11 月 1 日に新城ラリーを開催。（スポーツ課） ・平成 27 年 11 月 21 日、22 日に全国軽トラ市サミット in しんしろを開催。（商工政策課） ・平成 27 年 11 月 29 日、文化会館大ホールにて豊かなる調べコンサートを実施。（文化課） ・平成 28 年 1 月 17 日、新城マラソンを開催。（スポーツ） ・平成 28 年 3 月 20 日、に最終部となる新城市の自然誌-植物・きのこ編-を発行。（文化課）				

【市長自己評価の考え方】

0 点（未着手） 10 点（現状把握） 30 点（計画策定着手） 40 点（計画策定完了）  
50 点（事業着手又は予算化） 70 点（事業完了）、71 点～100 点（成果の発生）

<p><b>3. 当面の主要プロジェクト</b>                  ・ 県総合公園をスポーツと防災の中核となるよう働きかけます。</p>				市長自己評価（前回）  <p style="font-size: 24pt; text-align: center;"><b>40</b>    (40)</p>
（詳細事項） ・ 愛知県東三河振興ビジョンを共に推進する中で整備事業を提案。				
目標達成時期	任期中	所管課	防災安全課、スポーツ共育課	
（進捗状況） ・ 愛知県は受援及び応援のための終結、集積活動拠点（地域防災活動拠点）として施設を確保しており、「新 城市地域防災計画 第 3 編 第 4 章 第 5 節 防災活動拠点の確保」にも記載している。一方で未だ新東名高速 道路は緊急輸送路として県指定されておらず、東三河の物資拠点は豊橋市の総合体育館のみとなっている。 （防災安全課） ・ 平成 25 年度より県の協力もあり総合公園内の管理道路等を利用した自動車レースの開催が可能となり、日 本を代表するモータースポーツに発展。しかし、大規模な行事等の開催時における駐車場不足が課題となり、 解消に向けて改善平成 27 年度愛知県に対する施策・予算に関する要望事項として提出。また、防災施設を 兼ね備えた体育館の建設についても継続して要望を行う。（スポーツ共育課）				
（課題） ・ 災害時の物資集積センター機能を持つ体育館の建設、停電時にも電力供給できる太陽光発電、蓄電設備、無 線の電波塔など拠点から発信できる設備の整備などにより、更なる防災拠点の充実が必要。南海トラフ自沈 を想定した場合、沿岸部の津波被害が甚大であることが想定されるため、内陸部である新城市へ物資拠点を 変更することの重要性を訴えなければならない。（防止安全課） ・ 県の予算及び施設のキャパから施設内に大規模な駐車場を確保する余裕と体育館建設の予算化が困難である という担当課の回答である。（スポーツ共育課）				
（目標） ・ 引き続き駐車場設置と緊急時における東三河の防災拠点となり得るアリーナ（屋内競技場・体育）の建設に 向け要望を続ける。（防災安全課）				